

【 結果の概要 】

1 調査方法

県内の日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する事業所のうち、従業員100人以上の事業所を調査対象としました。医薬安全課から、調査対象事業所へ調査票（別紙1）を郵送し、事業所による自主記入の後、調査票を回収し、毒物又は劇物の取扱いの有無について取りまとめました。医薬安全課から、県保健所及び保健所設置市（以下「保健所等」という。）へ、毒物又は劇物の取扱いのある事業所の調査票の写しを送付しました。保健所等は医薬安全課から送付された毒物又は劇物の取扱いのある事業所の調査票の写しを参考にして、立入検査を実施しました。各保健所等から報告された立入検査結果を医薬安全課で取りまとめました。

2 調査結果

(1) 調査票回収率及び毒物劇物取扱い事業所の割合

調査票を送付した事業所は1249施設で、うち調査票の返送があった事業所は877施設で、回収率は70.2%となりました。毒物劇物の取扱いがあった事業所は594施設で、調査票の返送があった事業所の67.7%でした。

(2) 立入検査結果

毒物又は劇物の取扱いがあった事業所（594施設）のうち、回収した調査票において毒物劇物の取扱い状況等に不適が認められた施設を中心に262施設（44.1%）に対して、保健所等が毒物又は劇物の貯蔵設備及び管理・取扱い状況について立入検査を行いました。その結果、不適であった施設数は表1のとおりです。

表1 毒物又は劇物の貯蔵設備、管理・取扱い状況

番号	内 容		不適施設数	不適割合(%)*
1	貯蔵設備	毒物劇物専用の貯蔵設備	78	29.8
2		施錠設備	14	5.3
3		医薬用外毒物(劇物)の表示	32	12.2
4		流出及び地下浸透防止措置	4	1.5
5	管理・取扱い状況	毒物劇物の管理者(責任者)の取り決め	6	2.3
6		毒物劇物の貯蔵設備の鍵の管理	18	6.9
7		毒物劇物の受払簿(管理簿)の作成	19	7.3
8		毒物劇物の容器として飲食物の容器を使用しないこと	1	0.4
9		毒物劇物を小分けした容器・被包への「医薬用外毒物(劇物)」の表示	20	7.6
10		毒物劇物の適正な廃棄	0	0
11		毒物劇物危害防止規定の作成	58	22.1
12	その他	5	1.9	

*立入検査を行った262施設に対する割合

最も多かった不適項目は番号1の「毒物劇物専用の貯蔵設備」で78施設が不適であり、立入検査を行った事業所の29.8%において、毒物劇物がその他の物と区別された専用の場所で貯蔵されていませんでした。

次に多かったのは、番号11の「毒物劇物危害防止規定の作成」で58施設が不適であり、立入検査を行った事業所の22.1%において、毒物劇物危害防止規定の作成がされていませんでした。

その他に、番号3「貯蔵設備への『医薬用外毒物（劇物）』の表示」、番号9「毒物劇物を小分けした容器・被包への『医薬用外毒物（劇物）』の表示」、番号7「毒物劇物の受払簿（管理簿）の作成」、番号6「毒物劇物の貯蔵設備の鍵の管理」などで不適が認められました。